

理 由 書

本区域における実現すべき住宅市街地のあり方、良好な住宅市街地の整備又は開発の方針を定め、さらに、既存の低・未利用地及び住宅密集市街地等、その地域特性に応じて良好な住宅市街地として計画的に整備又は開発すべき相当規模の地区について、地区の整備又は開発の目標、用途、密度に関する基本方針等を定めることにより、良好な居住環境の整備、誘導を図るため、本案のとおり変更するものです。

市役所周辺地区については、中心市街地を補完する機能、公共公益機能を集積するとともに、良好な住環境を確保した複合的な市街地の形成を図るため、重点地区として新たに追加するものです。

海老名駅西口地区については、鉄道駅前としての都市基盤整備を伴った商業・業務・文化施設と調和した都市型住宅の整備促進が図られたことから、重点地区から削除するものです。